

令和3年1月28日（木）

WEB 会議室

産業構造審議会知的財産分科会

第8回商標制度小委員会

議事録

特 許 庁

目 次

1. 開	会	1
2. 議事の運営等について	1	
3. 議	事	2
	報告書取りまとめ	2
4. 特許庁長官挨拶	7	
5. 閉	会	8

開 会

○猪俣制度審議室長 それでは、皆様おそろいですので、開会をしたいと思います。ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第8回商標制度小委員会を開会いたします。

本日は御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は田村委員長のみ対面で特許庁の会議室に御出席、その他の委員の皆様におかれては、スカイプを用いたWEB会議にて御出席いただいております。会議室とスカイプで参加されている方はリアルタイムに音声のやりとりができるようになっております。

オンラインにて御出席の皆様につきましては、発言希望がございましたら、チャット欄に発言希望の旨を御記入ください。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際には、マイクをオンにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

議事の進行につきましては、田村委員長にお願いしたいと思います。

○田村委員長 ありがとうございます。

本日は、委員の皆様は全員御出席ですが、スカイプでの参加となっております。

続きまして、具体的な審議に先立ちまして、本委員会の議事の運営等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

議事の運営等について

○猪俣制度審議室長 まず、本日の委員会は、委員の皆様全員に御出席いただいておりますので、滞りなく開催が可能です。産業構造審議会運営規程第13条6項の全委員数の過半数の出席という条件を満たしておりますので、滞りなく開催が可能です。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。本日の審議会におきまして「議事次第・配布資料一覧」、「委員名簿」のほか、資料1、資料2につきましては、事前にデータをお送りさせていただきます。

続きまして、議事の公開について、本小委員会では、新型コロナウイルス対応のため、一般傍聴及びプレスの方の傍聴につきましては、WEB傍聴に限り可能とし、配布資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 事
報告書取りまとめ

○田村委員長 それでは、続きまして、「報告書取りまとめ」について、資料1、資料2を基に、事務局より御説明いただきたいと思います。その後、質疑に移りたいと思います。

○猪俣制度審議室長 それでは、資料2と資料1を御覧ください。

資料2がいわゆる今回、パブリックコメントを行いましたものについての意見の概要と、その御意見に対します考え方でございます。資料2のほうを中心に御説明をしたていと思っております。

今回は団体の方、9件、企業の方、4件、個人の方、4件、合計17件の御意見をいただきました。誠にありがとうございます。

それを項目、テーマごとに分けますとこちらの通し番号で書かさせていただいておりますとおり、26件となっております。全9ページでございます。今回のパブリックコメントでは概ね報告書案の内容を御支持いただいたものが多かったと思っております。

まず1ページ目から7ページ目あたりでございますけれども、「模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性について」の意見がございます。26件中、大体19件がこれのテーマについての御意見をいただいたところでございます。これにつきまして見ましたところ、規制の必要についての方向性について、賛成、賛同いただいているものについてが多く、12件ほどあったというふうに思っております。例えば、通し番号で言いますと1番、2番、6番、8番、10番、12番から15番、17番から19番ほどは基本的には御賛同いただいているものと思います。

その上ででございますけれども、大きく3種類の御意見があったものと思っております。まず1つ目でございますが、4ページ目と5ページ目のほうを御覧ください。通し番号で言いますと11～14でございます。そのほか6ページ目の16、7ページ目の17、19にも同趣旨でございますが、いわゆる海外の事業者が個人であると仮装するケースがあるので、そういったものについては確認を厳格化するなどの対応が必要ではないかというようなことがございました。

これにつきましては、恐縮でございます。資料1の今までの報告書案のほうも御覧いただければと思います。こちらの9ページのほうがこちらに関しての記載があるところでございます。資料1の報告書案の9ページ目の下、3行のところでございます。「本検討事項に

関する運用上の懸念点として、海外の事業者が個人であると偽装して、模倣品を直接送付するような場合について、実効性ある対応を検討する必要がある等の意見があった。」というところでございます。こうしたことがありますので、パブリックコメントへの考え方等でも書かさせていただいておりますけれども、こういった問題は運用上の懸念として実効ある制度となりますよう、財務省など関係省庁とよく連携してまいりたいというふうに考えております。

続いて、少々戻りまして資料2の2ページ目を御覧ください。例えば通し番号の5ですとか、3ページ目にあります通し番号の8と9でございますけれども、これについては個人輸入そのものも規制対象とすべき、いわゆる業要件を求めないようにしてはどうかという御意見もいただいたところでございます。これについても資料1の報告書案の8ページ目のほうでも御覧ください。こちらのほうで、報告書のほうでも書かさせていただいております。「過去の検討経緯」でも、「国内の個人の行為に何らかの規制を講じることができないか、検討が行われた。しかしながら、商標法において個人の行為（輸入・所持）を規制することについては、産業財産権法の制度趣旨や法体系（「業として」）への影響を踏まえ、慎重に検討すべきとの意見が多く、改正は見送られた。こうした経緯を踏まえ、商標法において個人の行為（輸入・所持）を規制することについては、引き続き慎重な検討が必要であると考えられる。」と書かさせていただいております。

それを踏まえまして、パブコメへの考え方としましても、「業として」の要件は産業の発達への寄与を目的とする産業財産権、4法に共通する要件でありまして、この要件を外して個人的、家庭的な使用についてまで規制の効力を及ぼすことは過剰な規制とも考えられ、産業財産権の制度趣旨や法体系への影響も小さくないことを踏まえまして、慎重に検討すべきと考えております。

なお、いただいた意見の中にも、資料2の4ページ目の通し番号の10には、「業として」の要件を外す改正までは必要がないという意見も通し番号の10でも御意見がございました。また、資料2の6ページ目の、通し番号で言いますと15にも書かれておりますけれども、個人の規制には慎重な検討が必要とする点について、法体系への影響も考慮すると評価できるという御意見もいただいたところでございます。そこで、パブコメへの考え方にも書かせていただいておりますが、「業として」を外し、個人の輸入行為を規制することについては、今回の改正の運用も見ながら、将来の課題としてまいりたいというふうに考えてございます。

そして3点目でございます。資料2の3ページ目の通し番号7を御覧ください。ほかに、通し番号の14、18でもございましたけれども、模倣品でないものを購入しようとした善意の個人の方に対しまして、救済措置ですとか、ECサイト事業者による注意喚起の義務化などをしてはどうかといった御意見もございました。これについては、御意見に対する考え方にも書かさせていただいておりますが、個人の救済につきましては、一部のECサイトにおいて商品が届かない場合に補償制度を導入している例があると見受けられております。今回の新しい制度の導入に当たっては、ECサイトにおける模倣品対策の徹底や補償制度に向け、ECサイト事業者等との意見交換を行うとともに、消費者の方々へ向けて今回の改正内容の周知をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

以上、大きく分けて3つのような御意見があったと考えております。

その他でございますけれども、資料2の1ページ目の通し番号3でございますけれども、本件と同様の規制を特許法、実用新案法においても行うべきという意見も1件ございました。これに対しては、まずは現行で差止められているものが多い商標権、意匠権で改正を進めまして、その影響を注視しながら将来的な課題として考えていきたいと思っております。特許制度小委員会でも特許侵害品について同じ規制を行うべきかどうかについては懸念も声もありましたし、なかなかこの件については賛否両論ございますが、引き続きユーザーの皆様の御意見を伺いながら考えていきたいというふうに思っております。

以上が模倣品の越境取引に関する商標上の規制の必要性でございます。

そのほかは資料2の8ページ目を御覧ください。マドリッド議定書の手数料の納付方法、登録査定の際の送達方法の見直しの件でございます。8ページ目、合計4件ほどこのテーマにつきまして意見がございました。ほぼ全て賛同意見だったというふうに思っております。一部、通し番号20でございますけれども、国内の登録査定も電子的に送達すべき、また特許庁から出願人に送付する書類も電子的に送達可能とすべきというような御意見をいただきました。これについては、御意見に対する考え方に書かさせていただいておりますが、国内出願の登録査定の際の送本は、現在も電子出願ソフトから受け取ることが可能となっております。そのほかの特許庁が発行する書類については紙のみで行われているものもございますが、これらの書類の電子化も課題を整理して検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に9ページ目でございます。「特許法改正論点の商標法への影響の波及について」でございます。これについては3件、意見をいただきましたけれども、賛同意見をいただい

ているものでございます。

以上が資料2のパブリックコメントの考え方についてまとめさせていただいたものでございます。

今回いただきました意見は概ね今回の方向性について御賛同いただいたものと考えられますことから、今回の報告書案については大きな変更、修正を加えない方向で考えております。

ただ、一部だけ我々のほう、自発的な修正として資料1の5ページ目を御覧ください。そこを少し修正させていただいております。「背景」部分でございますが、事前に委員の方にお送りさせていただいたものについては見え消しであったと思います。5ページ目の侵害貨物の小口化のところの表現ぶりで、個人使用の目的の輸入の増加のため、侵害貨物の小口化が主たる要因と書いておりましたが、それよりは、電子商取引によります個人宛の輸入の増加のためというものが侵害貨物の小口化の主たる要因と考えておりますので、そういうところを少し技術的などころとして事務局として修正させていただきまして、今回の報告書とさせていただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、今の事務局からの御説明に関して、委員の皆様からもし特段の御意見などがございましたら御発言をいただきたいと思っております。

報告書案の方向性について、先ほどの事務局からの御説明にもありましたように、今般のパブリックコメントでは前回、昨年12月16日の小委員会で、私に御一任いただきました報告書案の方向性自体については特段、大きな反対はなかったように理解してございます。ですので、今回の資料1を報告書とさせていただき、今後、事務局には報告書を踏まえて、次の段階となります法制作業のほうを進めさせていただくことをお願いしたいと思っておりますが、事務局の説明内容につきまして、委員の皆様から特段の御意見等ございますでしょうか。

もしございましたら、チャット欄に発言希望の旨を御記入ください。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際には、マイクをオンにさせていただくようお願いいたします。

○駒田委員 駒田です。

○田村委員長 駒田委員、よろしくお願いたします。

○駒田委員 ありがとうございます。資料1なのですけれども、ページ数で言いますと8ページの下のほうなのですが、「EUでは」という段落がございまして、「業としての使用に該当する場合に規制されている」というところで、括弧して規則の9条が引用されているのですが、その後に出てくるCJEUの判決との関係で申しますと、この判決は規則だけではなくてハーモ指令のほうの解釈もやっけていまして、そこでも取引上の業としての使用というのが要件になっていますので、共同体規則9条だけではなくて、ハーモ指令の5条1項と3項でしたかね、についても入れたほうがいいのではないかと思った次第です。

○田村委員長 どうもありがとうございました。

○猪俣制度審議室長 それでは、その方向で修正を考えたいと思います。

○田村委員長 では、確認させていただきまして、修正させていただこうと思います。ありがとうございます。

○駒田委員 はい。あと、これは直しても直さなくてもいいと思っているのですが、よりベターだと私が思っているのは、その同じページの下のほうなのですが、「判決を踏まえ、EUでは、EU域内の者が個人として使用する場合であっても、EU域外の事業者がEU域内に宛てて送付した模倣品については当該事業者の行為に」という文章がございすけれども、私はこれは修正したほうがいいかなと思っけていまして、「判決を踏まえ、EUでは、」のその次の「EU域内の者が個人として使用する場合であっても、」というのは、これはとってしまっけて、「EU域外の事業者がEU域内の個人に宛てて送付した模倣品については、当該事業者の販売行為に商標権侵害が成立するものと解釈し、差止めの対象とされている」というふうに修正したほうがいいのではないかというふうに個人的には思っけています。原案でもそれほど大きな問題があるわけではないのですが、どうしてかというところ、判決を読むと、域外の事業者が域内の消費者と譲渡契約を結んだ時点でもう指令や規則に言うところ「業として」の使用があったという判示がなされていますので、譲渡された商品が個人使用されるかというのは、もはや論点になっていないような解釈論を展開していますので、販売行為が商標権侵害になる、EUの商標権侵害になるというふうに言っけていますので、私のような修正をしたほうが、多分判決の内容には沿っけていないのではないかというふうに思っけて次第ですが。

○田村委員長 どうもありがとうございます。

この点も、では確認して修正させていただこうと思います。どうもありがとうございます。

○駒田委員 はい、失礼いたしました。

○田村委員長 ほかはいかがでしょうか。

ありがとうございました。

報告書の方向性については御了解を得られたものと考えます。2点ほど駒田委員から御意見をいただきましたけれども、これは確認の上、修正させていただこうと思っています。そういうことで御異議はございませんでしょうか。

それでは、本小委員会として2点の留保がございましたけれども、その留保については、必要な修正については委員長である私に一任いただければと思います。皆様、その点も御異議ございませんでしょうか。

それでは、これでこの議題についてはおしまいさせていただこうと思います。

特許庁長官挨拶

○田村委員長 最後に、今回の報告書取りまとめで商標制度委員会も一区切りとなりますことから、糟谷長官より一言御挨拶をちょうだいできればと思います。

糟谷長官、お願いいたします。

○糟谷特許庁長官 緊急事態宣言が出される中で、オンラインでのこの会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この小委員会では「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における商標制度の在り方について」というテーマで、11月から模倣品の越境取引についての商標法での規制、国際商標登録出願に係る手数料納付方法及び登録査定の謄本の送達方法の見直しといった新型コロナウイルスの影響によって顕在化した課題を中心に幅広く御議論いただきてまいりました。委員の先生方には御多忙の中、この小委員会に御参加をいただき、貴重な御意見を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

また、田村委員長におかれましては議事を円滑に進行いただき、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

今回、御議論いただきました課題は新型コロナウイルスの影響によりテレワークをはじめとするリモート化やデジタル化がますます加速化する中で、極めて重要なものであるというふうに認識をしております。特許庁といたしましては、取りまとめていただきました報告書の内容の具体化に向けて、今国会への法案の準備を含め、速やかに対応を進めてま

いりいたと考えておりますので、引き続き、委員の皆様方の御指導、御鞭撻を賜れば幸いです。

改めまして、本日は誠にありがとうございました。

○田村委員長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の議論を終了いたします。

最後に、今後のスケジュールについて事務局から御説明をお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 御審議いただきまして、ありがとうございます。

本日御審議いただきました報告書案につきましては、必要な修正を田村委員長とも御相談差し上げまして、その上で報告書として速やかに特許庁のホームページにおいて、公表させていただきたいと思っております。

次回以降の具体的な開催日程等につきましては、委員長とも相談の上、追って皆様に御連絡差し上げます。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第8回商標制度小委員会を閉会いたします。

本日は、御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会